

また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

また、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

## (2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施にあたっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団および自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

## (3) 学校における教育

市教育委員会は、道教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保および安全対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

## 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

さらに、日本赤十字社北海道支部、道、などとともに、傷病者の応急手当について、各種資料を活用しながら普及に努める。

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置

◆多数の死傷者が発生する等の具体的な被害が発生し、その原因として武力攻撃事態等が疑われる場合の現場における初動的な被害への対処、攻撃の兆候に関する情報が提供された場合の対処など、市の初動体制について、以下のとおり定める。

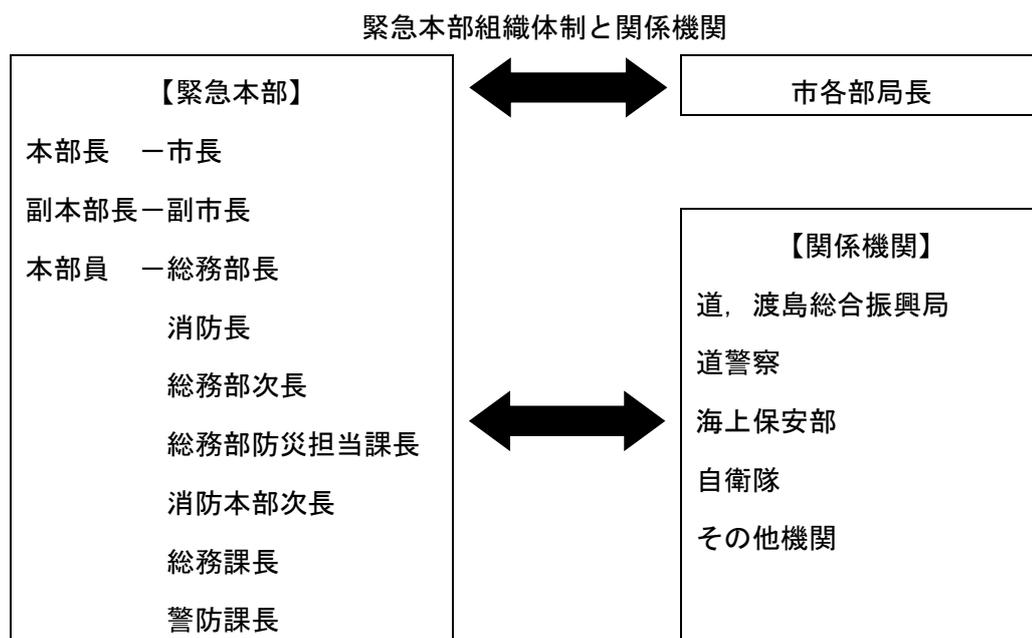
#### 1 緊急本部の設置および初動措置

##### (1) 緊急本部の設置

①市職員が、住民からの通報、その他の情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合、もしくは事案の発生を目撃した場合は、直ちにその旨を上司および総務部総務課職員に報告するものとする。

また、市長は、この情報を速やかに、道および道警察に連絡するとともに、的確かつ迅速に対処するため、緊急本部を設置する。

「緊急本部」の組織体制は次のとおりとする。



(収集した情報は相互に提供し、必要な場合は情報伝達員の派遣を要請する)

②緊急本部は、市消防本部および関係機関を通じて事案の情報収集に努め、国、道、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急本部を設置した旨、道に連絡を行う。

この場合、緊急本部は、迅速な情報の収集および提供のため、現場における市消防本部との通信を確保する。

## (2) 初動措置の確保

市は、緊急本部において、各種の連絡調整にあたりるとともに、現場の市消防本部による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域または消防警戒区域の設定あるいは救助、救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基

づく避難の指示，警戒区域の設定，救急救助等の応急措置を行う。また，市長は，国，道等から入手した情報を踏まえ必要な指示を行う。

市は，警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき，警察官が行う避難の指示，警戒区域の設定等が円滑になされるよう，緊密な連携を図る。

また，政府による事態認定がなされ，市に対し，市町村対策本部の設置の指定がない場合においては，市長は，必要に応じ国民保護法に基づき，退避の指示，警戒区域の設定，対策本部設置の要請などの措置等を行う。

### **(3) 関係機関への支援の要請**

市長は，事案に伴い発生した災害への対処に関して，必要があると認めるときは，道や他の市町村等に対し支援を要請する。

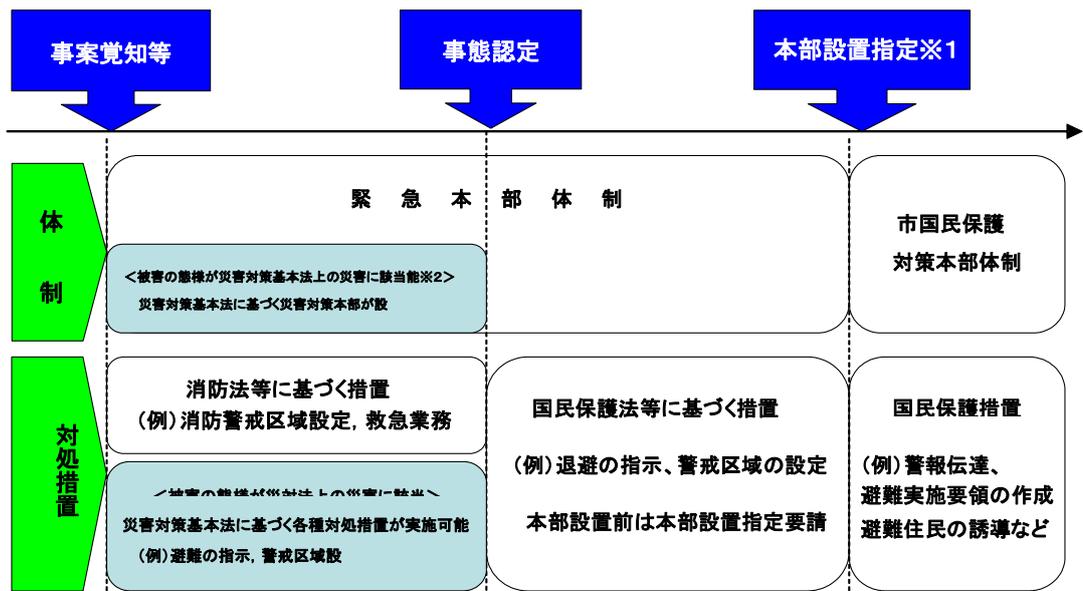
### **(4) 対策本部への移行に要する調整**

緊急本部を設置した後に政府において事態認定が行われ，市に対し，市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については，直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに，緊急本部は廃止する。

### **(5) 災害対策基本法との関係**

災害対策基本法は，武力攻撃事態等および緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないことから，多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため，災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において，その後，政府において事態認定が行われた場合には，災害対策本部を廃止するものとする。また，政府から市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があり，市対策本部を設置したときは，市対策本部長は，市対策本部に移行した旨を市の関係部局に対し周知徹底する。

また，市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には，既に講じた措置に代えて，改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

国から道を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、市は、警戒体制を立ち上げ、または、緊急本部を設置する。

この場合、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信、連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう、必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市対策本部の設置等

◆市対策本部を迅速に設置するための手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 市対策本部の設置

#### (1) 市対策本部の設置の手順

##### ①市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）および知事を通じて、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

## ②市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

## ③市対策本部員および総務部職員の参集

総務課の国民保護担当者は、市対策本部員、総務部職員等に対し、連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

## ④市対策本部の開設

総務部職員は、市本庁舎 8 階大会議室に市対策本部を開設するとともに、地域防災無線統制局、衛星系携帯電話の設置、必要な物品の配置等準備を開始する。

また、関係機関が相互に電話、F A X、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。

市は、市対策本部を設置した旨市議会に報告する。

## ⑤防災体制の活用

市は、防災に関する体制も活用しながら、職員の配置を行うとともに、備蓄している食料や可搬型発電機などの準備等を行う。

## ⑥本部の代替機能の確保

市は、被災等により市対策本部を市本庁舎内に設置できない場合に備え、予備施設をあらかじめ指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することができる。

また、市域外への避難が必要で、市域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

### 【予備施設】

第 1 順位－市総合保健センター

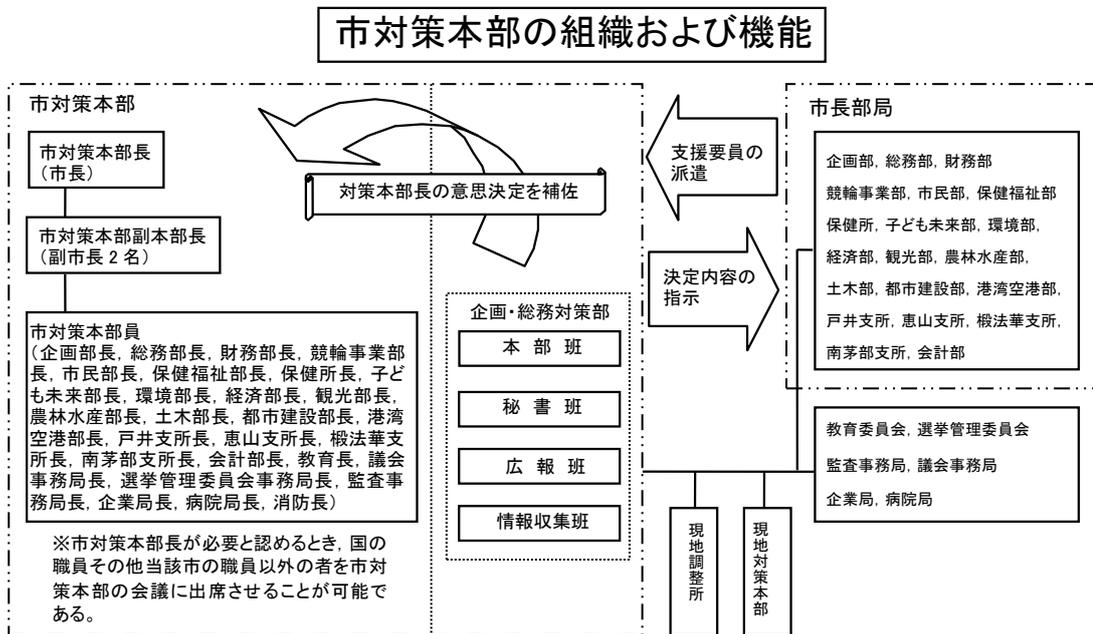
第 2 順位－上記以外の市有施設

## (2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定要請

市長は、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

### (3) 市対策本部の組織構成および機能

市対策本部の組織構成および各組織の機能は以下のとおりとする。



なお、市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局は各対策部として措置を実施するものとする。

また、市対策本部には、各部局から支援要員を参集させ、円滑な連絡調整を図る。

#### 【武力攻撃事態における各部局の業務】

部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容
企画対策部 (企画部)	広報班 (広報広聴課長)	広報広聴課, 政策推進課	・報道機関との連絡調整に関する事 ・記者会見に関する事 ・広報活動(緊急情報以外)に関する事
	情報収集班 (計画調整課長)	計画調整課, 国際・地域交流課	・政府関係機関からの情報収集, 連絡調整に関する事
	企画避難誘導班 (企画管理課長)	広報班, 情報収集班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関する事 ・避難実施要領の周知, 避難所運営の支援に関する事
総務対策部 (総務部)	本部班 (防災担当課長)	総務課, 職員厚生課, 文書法制課	・国民保護措置の総括に関する事 ・緊急本部, 対策本部の設置, 廃止, 運営に関する事 ・国, 道, 関係機関への報告, 連絡調整に関する事 ・被災情報, 安否情報等の取りまとめに関する事 ・道を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事 ・応援派遣要請に関する事 ・運送に関わる公用車の配車に関する事 ・特殊標章の交付に関する事 ・その他
	秘書班 (秘書課長)	秘書課	・本部長, 副本部長の秘書業務に関する事
	総務避難誘導班 (人事課長)	本部班, 秘書班以外の課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関する事 ・避難実施要領の周知, 避難所運営の支援に関する事
財務対策部 (財務部)	管財班 (管理課長)	管理課, 財政課	・公有財産の応急利用に関する事
	財務避難誘導班 (調度課長)	管財班以外の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関する事 ・避難実施要領の周知, 避難所運営の支援に関する事
競輪対策部 (競輪事業部)	競輪避難誘導班 (事業課長)	事業課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関する事 ・避難実施要領の周知, 避難所運営の支援に関する事

部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容
市民対策部 (市民部)	住民対応班 (市民・男女共同 参画課長)	市民・男女共同参画課、 くらし安心課、湯川・銭亀 沢・亀田支所	・住民および住民組織への情報提供、情報収集に関すること ・安否情報の照会の受理と情報の提供に関すること
	市民避難誘導班 (国保年金課長)	住民対応班以外 の課等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること
保健福祉 対策部 (保健福祉部、 保健所、子ども 未来部) ※支所業務兼務者 は除く	福祉班 (管理課長)	管理課、地域福 祉課、指導監査 課	・救援物資の受理、配布に関すること ・生活必需品等の供与・貸与に関すること ・死亡者の情報収集、遺体の収容、安置、火葬に関すること ・日本赤十字社北海道支部、福祉関係ボランティア団体等との連絡調整に関すること
	衛生班 (地域保健課長)	地域保健課、生活 衛生課、食肉検査 所、衛生試験所	・防疫の実施、死亡獣畜の処理に関すること ・ペットの保護に関すること
	福祉住民支援班 (介護保険課長)	福祉、衛生、保 健住民支援班以 外の課等	・被災者の救護、相談に関すること ・要配慮者の支援に関すること
	保健住民支援班 (健康増進課長)	健康増進課、保健予 防課、母子保健課	・被災者の救護、相談に関すること ・要配慮者の支援に関すること
環境対策部 (環境部)	清掃班 (清掃事業課長)	環境推進課、清掃事業課、 日乃出クリーンセンタ ー、埋立処分場	・ごみ・し尿の処理、清掃に関すること
	環境避難誘導班 (環境総務課長)	清掃班以外の課 等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること
経済対策部 (経済部)	調達班 (経済企画課長)	全課	・応急食糧、被服、寝具等生活必需品等の調達に関すること
観光対策部 (観光部)	観光班 (観光企画課長)	全課	・観光客の避難誘導の実施に関すること
農水対策部 (農林水産部) ※農業委員会含む	輸送班 (水産課長)	企画調整課、水 産課	・漁業船舶の借上げ、海上輸送に関すること
	防疫班 (農務課長)	輸送班以外の課 等	・家畜の救護、防疫に関すること ・死亡獣畜の処理に関すること
土木対策部 (土木部)	応急班 (維持課長)	管理課、施設管 理課、維持課、 公園河川整備課	・道路、橋梁、河川、下水、堤防、街路樹等の応急措置に関 すること ・応急措置に必要な資材の調達・陸上輸送に関すること
	土木避難誘導班 (用地管理課長)	応急班以外の課 等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること
建設対策部 (都市建設部)	住宅班 (建築課長)	建築課、住宅 課、建築行政課	・応急仮設住宅の設置、公営住宅の応急利用に関すること ・市営住宅の応急措置に関すること ・仮設住宅の建設および入居者の選定に関すること
	建設避難誘導班 (まちづくり景観課長)	住宅班以外の課 等	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること
港湾対策部 (港湾空港部)	港湾輸送班 (管理課長)	全課	・港湾、空港施設の応急措置に関すること ・応急措置に必要な資材の航空輸送、海上輸送に関すること
戸井対策部 (戸井支所)	戸井避難誘導班 (地域振興課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること
恵山対策部 (恵山支所)	恵山避難誘導班 (地域振興課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること
楳法華対策部 (楳法華支所)	楳法華避難誘導班 (地域振興課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること
南茅部対策部 (南茅部支所)	南茅部避難誘導班 (地域振興課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること
会計対策部 (会計部)	会計班 (会計課長)	全課	・市有の現金、有価証券等の保管に関すること
教育対策部 (教育委員会)	避難所班 (管理課長)	文化財課、博物 館を除く生涯学 習部の全課	・避難所の開設、運営、廃止、避難住民等の受け入れに関す ること ・教育施設の応急措置に関すること ・応急給食の配給に関すること ・避難所自主運営組織の支援に関すること
	文教班 (学校教育課長)	学校教育部の全 課、生涯学習部 の文化財課、博 物館	・応急教育の確保、教科書、学用品の給与に関すること ・文化財の保全対策に関すること
議会対策部 (議会事務局)	議会避難誘導班 (庶務課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関すること ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関すること

部(担当部)	班(班長)	担当課等	業務内容
選挙対策部 (選挙管理委員会) ※支所業務兼務者は除く	選挙避難誘導班 (選挙課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関する事 ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関する事
監査対策部 (監査事務局)	監査避難誘導班 (監査課長)	全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関する事 ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関する事
水道対策部 (企業局管理部、上下水道部) ※支所業務兼務者は除く	水道班 (管路整備室維持管理担当課長)	上下水道部の全課	・応急給水、緊急浄水処理、水質管理に関する事 ・上下水道施設の応急措置に関する事 ・応急作業に必要な資材の確保および運送に関する事
	水道避難誘導班 (総務課長)	管理部の全課	・避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関する事 ・避難実施要領の周知、避難所運営の支援に関する事
交通対策部 (企業局交通部)	交通輸送班 (安全推進課長)	全課	・避難者の電車による運送に関する事 ・電車施設の応急措置に関する事
病院対策部 (病院局)	医療班 (庶務課長)	全科	・負傷者の医療に関する事 ・緊急医療チームの派遣に関する事
消防対策部 (消防本部)	庶務班 (庶務課長)	庶務課	・消防活動の総括に関する事 ・消防団との連絡調整に関する事
	警防班 (警防課長)	警防課	・特殊作業を伴う救助等に関する事 ・消防活動に必要な資材の確保および運送に関する事 ・消防団の現場活動に関する事
	救急班 (救急課長)	救急課	・救急活動に関する事 ・医療機関との連絡調整に関する事
	予防班 (予防課長)	予防課、指導課	・被害状況の調査に関する事 ・危険物質等の安全確保に関する事
	通信班 (消防指令センター長)	消防指令センター	・無線統制、無線中継に関する事 ・情報収集および伝達に関する事
	北管内消火救助班 (北消防署長)	北消防署	・担当管内の消火、救助、災害防除、避難誘導に関する事
	東管内消火救助班 (東消防署長)	東消防署	・担当管内の消火、救助、災害防除、避難誘導に関する事

#### 【市対策本部長等の代理者】

	第1優先	第2優先	第3優先
本部長【市長】	副市長(総務部担当)	副市長(総務部担当でない)	総務部長
副本部長 【副市長(総務部担当)】	副市長1名が欠けた場合は、副本部長は1名体制	副市長が2名とも欠けた場合は総務部長	本部長が氏名する職員
副本部長 【副市長(総務部担当でない)】			

#### (4) 市対策本部における広報等

市は、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うことができるよう、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

##### ① 広報責任者の設置

住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

##### ② 広報手段

広報紙、テレビ、ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか、様々な広報手段を活用して、

住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

### ③留意事項

- ・ 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること
- ・ 市対策本部において重要な方針を決定した場合など、広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと
- ・ 道と連携した広報体制を構築すること

### ④関係する報道機関

関係する報道機関名称連絡先は資料編 6 へ掲載する。

## (5) 市現地对策本部の設置

市長は、現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地对策本部を設置する。

市現地对策本部長や市現地对策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する。

## (6) 現地調整所の設置

市長は、現場における関係機関（道、道警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有および活動調整を行う。

なお、関係機関により現地調整所が既に設置されている場合は職員を派遣する。

## (7) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、各対策部に措置の指示をするとともに、次に掲げる権限を適切に行使する。

### ①市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

### ②道対策本部長に対する総合調整の要請等

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、道対策本部長に対して、道ならびに指定公共機関および指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して、所要の総合調整を行うよう要請することができる。また、国の対策本部長が、指定行政機関および指定公共

機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう、要請することを求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

### ③情報の提供の求め

市対策本部長は、道対策本部長に対し、市域内の国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

### ④国民保護措置に係る実施状況の報告または資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況についての報告または関係資料の提出を求める。

### ⑤市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

## (8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）および知事を経由して、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

## 2 通信の確保

### (1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、防災行政無線、地域防災無線、インターネット、臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で必要な情報通信手段の確保に努める。

### (2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置し、総務省にその状況を連絡する。

### (3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、通信の輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の

通信統制等を行うなどの対策を講じるよう努める。

### 第3章 関係機関相互の連携

◆国、道、他の市町村、指定公共機関および指定地方公共機関その他関係機関との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 国、道の対策本部および現地対策本部との連携

##### (1) 国、道の対策本部との連携

市は、道の対策本部および道を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

##### (2) 国、道の現地対策本部との連携

市は、国、道の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、道、国と調整のうえ、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

##### (3) 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携

市は、国の現地対策本部長が開催する「武力攻撃事態等合同対策協議会」に職員を派遣して国民保護措置に関する情報を交換するなどの必要な連携を図り、それぞれの機関が実施する国民保護措置について協力する。

#### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

##### (1) 知事等への措置要請

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、知事その他道の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

##### (2) 指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、市域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

### (3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、関係する指定公共機関または指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、その機関の業務内容を踏まえ、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

## 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

### (1) 派遣要請の求めおよび連絡方法

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事への求めができない場合は、努めて函館地方協力本部長または当市の協議会委員たる陸上自衛隊第28普通科連隊長もしくは海上自衛隊函館基地隊司令を通じて、陸上自衛隊にあつては北部方面総監、海上自衛隊にあつては大湊地方総監、航空自衛隊にあつては第2航空団司令を介し、防衛大臣に連絡する。

### (2) 派遣部隊との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動および治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）および知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部および現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

## 4 他の市町村長等および道に対する応援の要求、事務の委託

### (1) 他の市町村長等への応援の要求

①市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

②応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

### (2) 道への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

### (3) 事務の一部の委託

①市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部または一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- ・委託事務の範囲ならびに委託事務の管理および執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

②他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、道に届け出る。また、事務の委託または委託事務の変更もしくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

## 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

### (1) 職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長または特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行い、また、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

### (2) 要請の方法およびあっせんの求め

市は、職員の派遣要請を行うときは、道を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、道を経由して総務大臣に対し、職員派遣のあっせんを求める。

## 6 市の行う応援等

### (1) 他の市町村に対して行う応援等

①市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

②他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、道に届け出る。

## (2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関または指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備または物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

## 7 ボランティア団体等に対する支援等

### (1) 自主防災組織等に対する支援

警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関して、自主防災組織や町会が協力するにあたっては、市は、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

### (2) ボランティア活動への支援等

ボランティア活動については、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、市がその可否を判断する。この場合、安全の確保が十分であると判断した場合には、道と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地または避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録、派遣調整等の受入体制の確保等に努め、効果的な活用を図る。

### (3) 民間からの救援物資の受け入れ

市は、道や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受け入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受け入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

## 8 住民への協力要請

市は、避難住民の誘導、避難住民等の救援、消火、負傷者の搬送、被災者の救助、保健衛生の確保などの措置を行うにあたって、必要があると認める場合は、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

## 第4章 警報および避難の指示等

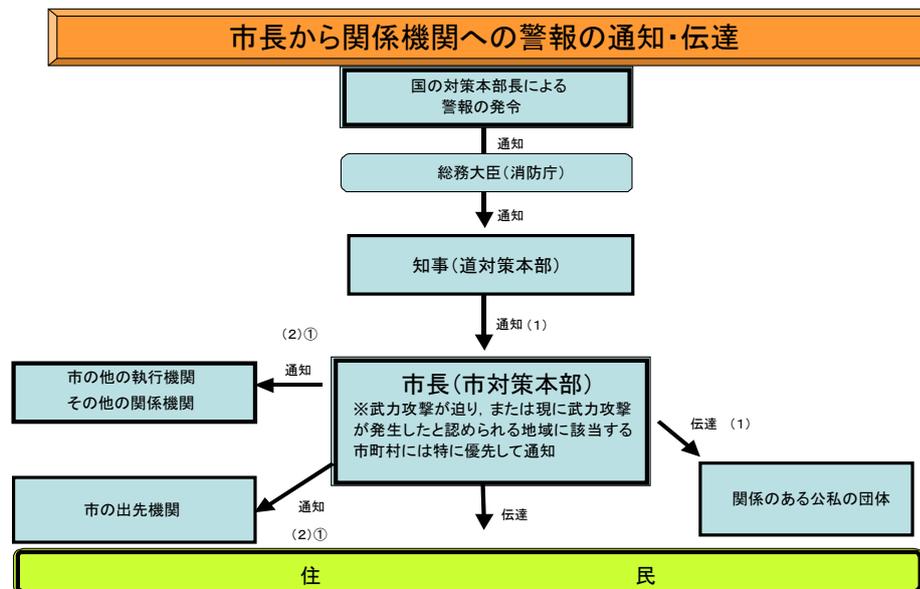
### 第1節 警報の伝達等

◆市は、警報の伝達および通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 警報の内容の伝達等

##### (1) 警報の内容の伝達

市は、道から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民および関係のある公私の団体（消防団、町会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業共同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。



##### (2) 警報の内容の通知

①市は、市の他の執行機関その他の関係機関（各委員会事務局、公営企業など）に対し、警報の内容を通知する。

②市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp>

#### 2 警報の内容の伝達方法

##### (1) 伝達方法

警報の内容の伝達方法については、現在市が保有する伝達手段に基づ

き、原則として以下の要領により行う。

①「武力攻撃が迫り、または、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合は、原則として、防災行政無線のある地域についてはその無線で、防災行政無線のない地域については、市消防本部の車両、拡声器を有する市の公用車で国の定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

②「武力攻撃が迫り、または、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合は原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により周知を図る。ただし、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、FMコミュニティ放送局、自主防災組織、町会等への協力依頼など、他の方法も活用する。

## (2) 体制の整備

市総務部は、各部局や市消防団の協力を得た広報活動を行うこと、あるいは、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

この場合、市消防本部は保有する車両、装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行い、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、道警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員により、拡声機や標示を活用して警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市は、道警察と緊密な連携を図る。

## (3) 要配慮者対策

高齢者、障がい者、外国人等に対しては、特に配慮するものとし、具体的には、市総務部・保健福祉部ほか関係部局と連携し、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

## (4) 警報の解除

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態および武力攻撃事態の双方において2の(1)と同様とするが、原則として、サイレンは使

用しないこととする。

### 3 緊急通報の伝達および通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達，通知方法については，原則として警報の伝達，通知方法と同様とする。

## 第2節 避難住民の誘導等

◆市は，避難の指示の住民等への通知，伝達および避難住民の誘導について，以下のとおり定める。

### 1 避難の指示の通知，伝達

#### (1) 道への情報提供

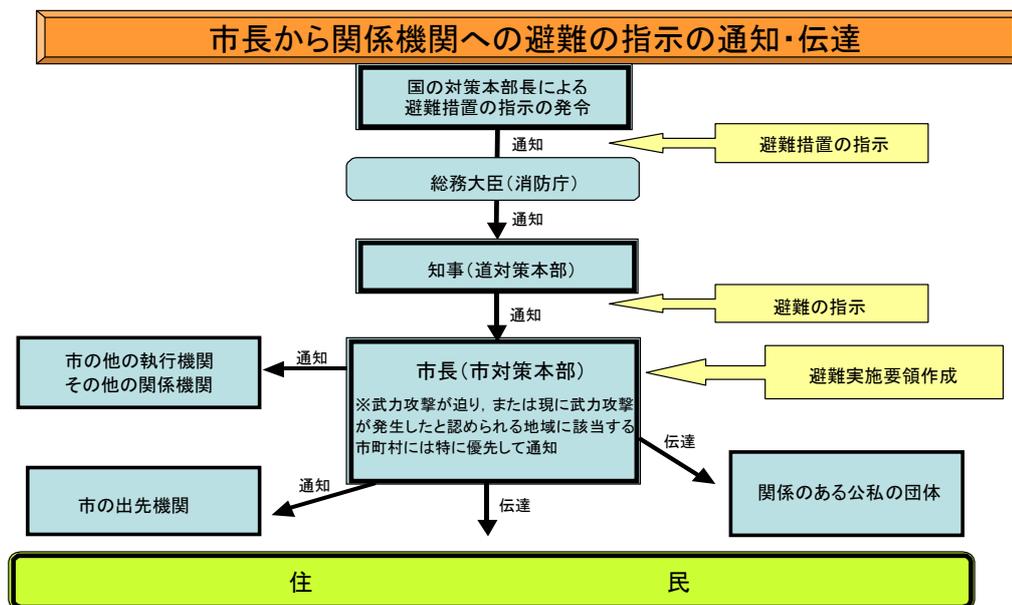
市長は，知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう，事態の状況を踏まえ，被災情報や現場における事態に関する情報，避難住民数，避難誘導の能力等の状況について，迅速に道に情報提供する。

#### (2) 避難の指示の伝達

知事による避難の指示が行われた場合には，市長は，警報の内容の伝達方法に準じて，避難の指示の内容を，住民および関係のある公私の団体に対して迅速に伝達する。

#### (3) 避難の指示の通知

市長は，警報に準じて，市の他の執行機関その他の関係機関に対し，避難の指示を迅速かつ確実に通知する。



※市長は，避難の指示受領後，速やかに避難実施要領を作成し，上記と同様に通知・伝達を行う。

## 2 避難実施要領の策定

### (1) 策定の方法

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた案を作成し、市の各部局、道、道警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いたうえで、迅速に避難実施要領を策定する。

この場合、避難実施要領の通知、伝達が、避難の指示の通知後速やかに行えるよう留意する。

避難の指示の内容が修正された場合、または、事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容も修正する。

#### 【避難実施要領に定める法定事項】

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関し必要な事項

### (2) 道計画における作成基準

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動にあたる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、市長は、原則として、道計画に記載される「市町村の計画作成の基準」の内容に沿った次の項目を記載する。ただし、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とすることもありうる。

#### 【道計画における「市町村の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目】

- ①要避難地域および避難住民の誘導の実施単位
- ②避難先
- ③一時集合場所および集合方法
- ④集合時間
- ⑤集合にあたっての留意事項
- ⑥避難の手段および避難の経路
- ⑦市町村職員、消防職団員の配置等
- ⑧高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応

- ⑨要避難地域における残留者の確認
- ⑩避難誘導中の食料等の支援
- ⑪避難住民の携行品，服装
- ⑫避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

### (3) 避難実施要領の策定における留意事項

避難実施要領の策定に際しては，次の点に留意する。

- ①避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期，優先度，避難の形態）
- ②事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析，特に，避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③避難住民の概数把握
- ④誘導の手段の把握（屋内避難，徒歩による移動避難，長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合，道との役割分担，運送事業者との連絡網，一時避難場所の選定）
- ⑥要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン，要配慮者支援班の設置）
- ⑦避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路，道警察との避難経路の選定，自家用車等の使用に係る調整，道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧職員の配置（各地域への職員の割り当て，現地派遣職員の選定）
- ⑨関係機関との調整（現地調整所の設置，連絡手段の確保）
- ⑩自衛隊および米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（道対策本部との調整，国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

### (4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について，道路，港湾施設，飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には，市長は，国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように，道を通じて，国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において，市長は，道を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成16年法律第114号）第6条第3項等）および国の対策本部長からの

情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

#### **(5) 避難実施要領の内容の伝達等**

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民および関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長、海上保安部長、自衛隊の地方協力本部長ならびにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

### **3 避難住民の誘導**

#### **(1) 市長による避難住民の誘導**

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員（消防職員含む）、消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、原則として、町会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整にあたらせるとともに、市の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。さらに、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。このことは、特に、都市部等の人的關係が希薄な地域や昼間人口が多い地域では重要である。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により、人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、投光器具、車のヘッドライト等の夜間照明を配備するなど、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### **(2) 市消防本部および市消防団の活動**

市消防本部は、消火活動および救助、救急活動の状況を勘案しつつ、

市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等、保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

市消防団は、消火活動および救助、救急活動について、市消防本部の指揮のもと自主防災組織、町会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員（消防職員含む）のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長、または国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官または自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

この場合、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模、状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導にあたっては、自主防災組織や町会等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

### (5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、道と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

#### (6) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、社会福祉事業者、障がい者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

ただし、ゲリラ、特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものに留まることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

#### (7) 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設に対して、施設管理者と連携し、施設の特性に応じ当該施設などに滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

#### (8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

#### (9) 避難所等における安全確保等

市は、道警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、道警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

#### (10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等

#### (11) 通行禁止措置の周知

市は、市道等の通行禁止等の措置を行ったときは、道警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

#### (12) 道に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、道による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について、他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

#### (13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、道との調整により、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、道を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、道対策本部長に、その旨を通知する。

#### (14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

### 4 避難想定ごとの避難の留意点

#### (1) 弾道ミサイル攻撃の場合

①実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

この場合、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、その他地下施設に避難する。

②避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示および避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容

となる。

③弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。このため、弾道ミサイルの主体（国または国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。したがって、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考えるものとする。

## (2) 急襲的な航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## (3) ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合

①対策本部長の避難措置の指示および知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本となる。

②多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部および道警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害がおよぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

③避難実施要領の策定にあたっては、道、道警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整にあたるものとする。

④避難に比較的時間に余裕がある場合は、一時避難場所までの移動の

後に、一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動をするといった手順が一般には考えられる。

⑤昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、道警察、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

⑥ゲリラ、特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的または物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

#### (4) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、道の区域を越える避難に伴う国全体としての調整等が必要であり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、道計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めない。

## 第5章 救援

◆知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合の、救援の内容等について、以下のとおり定める。

### 1 救援の実施および補助

## (1) 救援の実施

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、市長が行うこととする知事の権限に属する事務の内容および当該事務を行うこととする期間についての通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置について関係機関等の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品、飲料水および生活必需品等の給与または貸与
- ③ 医療の提供および助産
- ④ 被災者の捜索および救出
- ⑤ 埋葬および火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 遺体の捜索および処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## (2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、国民保護法第76条第2項の規定により、知事が実施する措置の補助を行う。

## 2 関係機関との連携

### (1) 道への要請等

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国および他の都府県に支援を求めよう、具体的な支援内容を示して要請する。

### (2) 他の市町村との連携

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、道内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

### (3) 日本赤十字社との連携

市長は、1の(1)の通知があった場合において、知事が日本赤十字社北海道支部に委託した救援の措置またはその応援の内容を踏まえ、日本

赤十字社北海道支部と連携しながら救援の措置を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(13)に準じて行う。

#### (5) 近隣住民やボランティア等への協力要請

市長は、1の(1)の通知があった場合において、救援を行う必要があると認めるときは、当該救援を必要とする避難住民等および避難先の近隣にいる住民やボランティア（以下「その近隣の者」という。）に対し、協力を要請する。

この場合、市長は、その要請を受けて協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

### 3 救援の内容

#### (1) 救援の基準等

市長は、1の(1)の通知があった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）および道国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、救援の程度および基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### (2) 救援における道との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、道と連携して行う、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

#### (3) 救援の内容

市長は、1の(1)の通知があった場合において、次の①から⑩の事項のうち、救援の措置を実施することとされた期間、原則として現物支給により行う。

##### ① 収容施設の供与

## ア 避難所の開設

避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。避難所の開設にあたっては、住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握に努めるとともに、冬期間においては、積雪寒冷の気候等に配慮する。また、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者に対し、福祉避難所の供与に努める。

収容期間が長期にわたる場合または長期にわたるおそれのある場合、長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）を供与する。なお、供与にあたっては、その用地の把握に努めるとともに、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有し、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与に配慮する。

## イ 避難所の運営管理

避難所の適切な運営管理を行うにあたって、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等については、避難住民等およびその近隣の者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村長に対して協力を求める。

また、避難住民等の健康状態を十分把握し、必要に応じ、救護所等を設けるとともに、仮設トイレの早期設置、冬期間における暖房など避難所の生活環境を確保するほか、プライバシーの確保、心のケアの問題等に配慮する。

## ウ 応急仮設住宅等の建設

応急仮設住宅等を建設する必要があるときは、必要な戸数を迅速に把握し、速やかに建設する。応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、道を通じて国に資機材の調達について支援を求める。

## ②食品、飲料水および生活必需品等の給与または貸与

### ア 供給、調達体制の確立

救援のために必要な食品、飲料水および被服、寝具等生活必需品等の調達、確保にあたっては、災害時における食品等の調達方

法等を参考にして、避難生活が長期にわたることが想定される武力攻撃事態等においても、これらの食品等が円滑に調達、確保できるように、あらかじめ供給・調達体制の確立を図るよう努める。

イ 給与または貸与の実施

給与または貸与を実施するにあたって、提供対象人数および世帯数の把握に努めるとともに、引渡場所や集積場所の確認、運送手段の調達などを行う。

ウ 道への支援要請

供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、道に物資の調達について支援を求める。

③医療の提供および助産

ア 医療活動を実施するための体制整備

武力攻撃が発生した場合、あらかじめ備蓄した応急救護用医薬品、医療資機材等を活用するとともに、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。また、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、市消防本部と医療機関および医療機関相互の連絡、連携体制の整備を図るとともに、これらについて、あらかじめ定めておくよう努める。

イ 医療の提供および助産

大規模な武力攻撃災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され避難住民等に十分な医療が提供できない場合等に、必要に応じ、救護所を開設するとともに、救護班を編成し派遣する。

また、避難住民等に対する医療の提供および助産を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請する。この場合において、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておくよう努める。

救護班の緊急輸送については、必要に応じ、関係機関に対し輸送手段の優先的確保などを依頼する。

ウ 医療活動の実施

自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、市域内の民

間医療機関に対し、医療活動への協力を要請するよう努めるとともに、必要に応じ、国および指定公共機関に被災地、避難先地域以外の医療施設における広域的な後方医療活動を依頼する。

広域後方医療施設への傷病者の搬送について、必要に応じ、関係機関に対し輸送手段の優先的確保などを依頼する。

#### エ 医薬品等の確保

医薬品等の不足が生じたときは、道に医薬品の確保について要請するなどの必要な措置を講じるよう努める。

#### ④被災者の捜索および救出

武力攻撃災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者または生死不明の状態にある者の捜索および救出を実施する場合には、安全の確保に十分留意しつつ、道警察等が中心となって行う捜索救出活動との連携を図る。

#### ⑤埋葬および火葬

遺体の埋葬および火葬について、墓地、火葬場等関連する情報を速やかに収集するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。

また、道、道警察および他の市町村と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等に努める。

なお、国民保護法第122条および国民保護法施行令第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。)における埋葬および火葬の手續に係る特例(厚生労働省が定める墓地埋葬法第5条および第14条の特例)が定められ、対象となる地域が厚生労働大臣により指定された場合は、法令に定められた手續に従い埋葬および火葬に関する事務を実施する。

#### ⑥電話その他の通信設備の提供

電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、避難住民等に対する電話その他の通信手段の確保を図る。

提供にあたっては、聴覚障がい者等に対して必要な情報が入手できるよう配慮する。

#### ⑦武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

避難の指示が解除された後または武力攻撃により新たに被害を受

けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊または半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分について、①の「ウ 応急仮設住宅等の建設」と同様の手順により応急修理を実施する。

#### ⑧学用品の給与

道と緊密に連携しつつ、小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程および特別支援学校の中学部生徒を含む。）および高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程および通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校および各種学校の生徒をいう。）の被災状況を情報収集し、学用品（教科書、文房具および通学用品をいう。）を喪失または損傷し、就学上支障がある場合は、被害の実情に応じ、学用品を給与する措置を講ずる。

#### ⑨遺体の捜索および処理

##### ア 遺体の捜索

遺体の捜索について、道警察、自衛隊および海上保安部と連携して実施する。

##### イ 遺体の処理

捜索等の結果、武力攻撃災害の際に死亡した者で社会混乱のため、その遺族が処置を行えない場合または遺族がいない場合、関係機関と連携し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理、遺体の一次保存（原則既存の建物）、検案等の措置を行う。

⑩武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去  
避難の指示が解除された後または武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、障害物の除去の対象となる住居等の状況を収集し、住民の生活に著しい支障および危険を与え、または与えると予想される場合ならびにその他公共的立場から必要と認めたとときに行う。

#### 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

市は、核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、国、

道と連携して、医療活動等を実施する。

また、迅速な患者の搬送等必要に応じ、関係機関に対し協力を要請する。

## 5 救援の際の物資の売り渡し要請等

### (1) 救援の際の物資の売り渡し要請等

市長は、国民保護法第76条第1項の規定により、知事から、国民保護法第81条から第85条に規定する救援の実施に関する知事の権限に属する事務の一部を市長が行うこととする通知があった場合で、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。この場合においては、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、公用令書の交付等公正かつ適切な手続のもとに行う。

- ①救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対する当該特定物資の売り渡しの要請
- ②収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者および占有者の同意が必要）
- ③特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入り検査
- ④医療関係者に対して医療の要請（医療の提供を行う場所および期間その他必要事項を明示）

なお、緊急の必要があると認めるときは、次の措置を講ずる。

- ⑤特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令（特定物資の保管を命じた者に対する報告の求めおよび保管状況の立入り検査）

また、救援を行うため特に必要があると認めるときに限り、次の措置を講ずる。

- ⑥正当な理由がないにもかかわらず、その所有者が①の措置に応じない場合、特定物資の収用
- ⑦正当な理由がないにもかかわらず、その所有者もしくは占有者が②の措置に応じない場合、またはその所有者もしくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができない場合、土地等の所有者および占有者の同意を得ないで当該土地等の使用

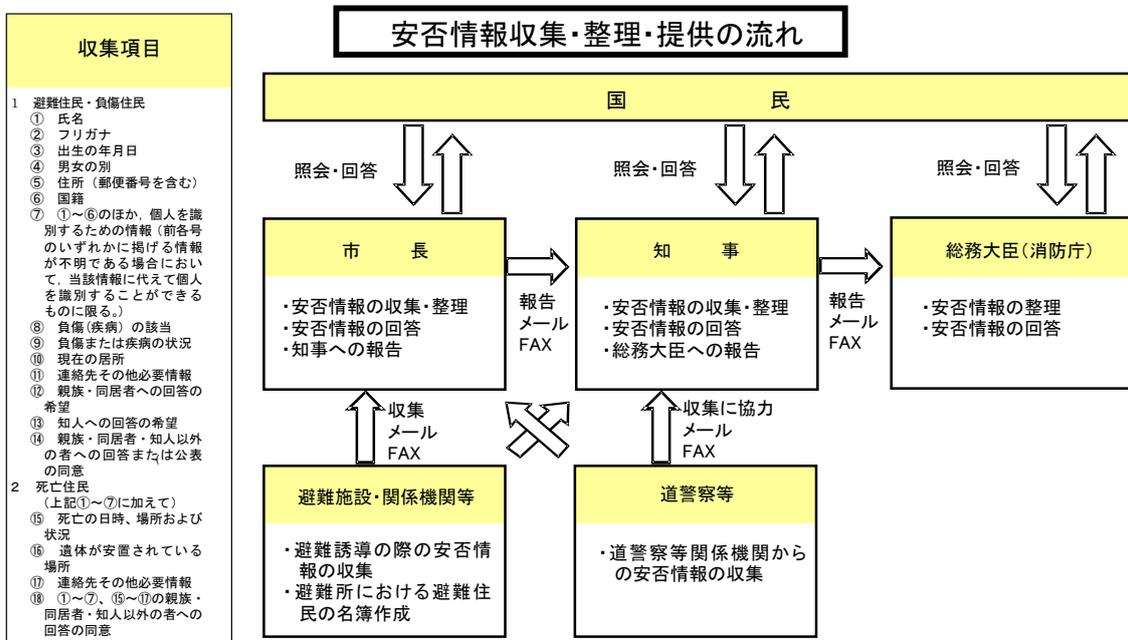
⑧正当な理由がないにもかかわらず、当該医療関係者が④に応じない場合、医療の指示

## (2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市長は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、または、医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

## 第6章 安否情報の収集・提供

◆安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。(安否情報省令：資料編4参照)



### 1 安否情報システムの利用

市は、安否情報の収集・提供を効率的に実施するため、消防庁が管理する武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを利用するものとし、事態の状況により当該システムによることができないときは、電子メール、FAXにより安否情報の報告を行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。

### 2 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、市病院局、学校等からの情報収集、道警察への照会などにより安否情報の収集を行う。安否情報の収集にあたっては、避難住民または武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等、市が保有する情報等を活用して行う。

## (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、この協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、自主的な判断に基づくものであることに留意する。

## (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

## 3 道に対する報告

市は、道への報告にあたっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載し道に送付する。

## 4 安否情報の照会に対する回答

### (1) 安否情報の照会の受付

①市は、安否情報の照会窓口、電話およびFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

②住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

③窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月

日および性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行うこととする。

## (2) 安否情報の回答

①市は、被照会者の安否情報を保有および整理している場合には、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、避難住民に該当するか否かおよび武力攻撃災害により死亡し、または負傷しているか否かの別を回答する。

②市は、被照会者の同意があるとき、または公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

③市は、安否情報の回答を行った場合には、回答の担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

## (3) 個人の情報の保護への配慮

①安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

②安否情報の回答にあたっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷または疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社北海道支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

この場合も、4の(2)、(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 第1節 武力攻撃災害への対処

◆武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

## 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

### (1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や道等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

### (2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除、軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

### (3) 対処にあたる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

## 2 武力攻撃災害の兆候の通報

### (1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を、市総務部を通じて市長に通報する。

### (2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官または海上保安官から通報を受けた場合、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

## 第2節 応急措置等

◆退避の指示や警戒区域の設定など、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 退避の指示

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃が発生し、または発生するおそれある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合、必要により現地調整所を設けて関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。なお、既に関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣する。

## (2) 屋内退避の指示

市長は、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が、何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等の情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

## (3) 退避の指示に伴う措置等

- ①市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により、速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。
- ②市長は、知事、警察官、海上保安官または自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

## (4) 安全の確保等

- ①市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国および道からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、道警察、海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ②市の職員および消防団員が退避の指示の対象となる地域において活動する際には、市長は、必要に応じて道警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行ったうえで活動させるとともに、

各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

③市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

### (1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、独自の判断で一時的に立入りを制限するための警戒区域を設定する。

### (2) 警戒区域の設定に伴う措置等

①市長は、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における道警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、警戒区域の範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

②市長は、ロープ、標示板等で警戒区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、その区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、またはその区域からの退去を命ずる。

③警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、道警察、海上保安部と連携して、車両および住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等において関係機関と情報を共有し、緊急時の連絡体制を確保する。

④市長は、知事、警察官、海上保安官または自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活

動について調整を行う。

### (3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

## 3 応急公用負担等

### (1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備または物件の占有者、所有者または管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、設備または物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

### (2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため、緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ①他人の土地、建物その他の工作物の一時使用または土石、竹木その他の物件の使用もしくは収用
- ②武力攻撃災害を受けた現場の工作物または物件で、当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは保管）

## 4 消防に関する措置等

### (1) 市消防本部の活動

市消防本部は、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、職員、市消防団員の活動上の安全確保に配慮しながら、その装備、資機材、人員、技能等を活用した消火活動および救助、救急活動等を行なって、武力攻撃災害を防除し、および軽減する。

市消防団は、市消防本部の指揮のもと、その保有する装備、資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行う。

### (2) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事または他の市町村長に対し、北海道広域消防相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

### (3) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(2)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、または、武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要すると判断した場合は、「緊急消防援助隊の編成および施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」、「緊急消防援助隊運用要綱」に基づき、知事を通じ、または必要に応じ直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動および救助、救急活動の応援等を要請する。

#### **(4) 消防の応援の受け入れ体制の確立**

市長は、消防に関する応援要請を行ったときおよび消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

#### **(5) 消防の相互応援に関する出動**

市長は、他の被災市町村の長から北海道広域消防相互応援協定等に基づく応援要請があった場合および消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合、その応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

#### **(6) 医療機関との連携**

市消防本部は、負傷者の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### **(7) 安全の確保**

①市長は、消火活動および救助、救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部および道対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、道警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

②その際、必要により現地に職員を派遣し、道警察、海上保安部、自衛隊等とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調

整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

③市長が知事または消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、市消防本部は、武力攻撃の状況および予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供および支援を行う。

④市消防団は、施設、装備、資機材および通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、市消防本部の指揮のもと連携を図り、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

⑤市長、消防長は、特に現場で活動する職員、市消防団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

### 第3節 生活関連等施設における災害への対処等

◆生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設における市の対処に関して、以下のとおり定める。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市域に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

##### (2) 市消防本部による支援

市消防本部は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

##### (3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合、必要に応じ、道警察、海上保安部長その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

## 2 危険物質等による武力攻撃災害の防止および防除

### (1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等による武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずるとともに、避難住民の運送などの措置においてその危険物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部とで所要の調整を行う。

なお、危険物質等について市長が命ずることができる対象および措置は次のとおりである。

#### ①対象

ア 市域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所もしくは取扱所（移送取扱所を除く。）または市域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、または取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ 「毒物および劇物取締法（昭和25年法律第303号）」第2条第1項の毒物および同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者ならびに当該毒物および劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を「毒物および劇物取締法」第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの

#### ②措置

ア 危険物質等の取扱所の全部または一部の使用の一時停止または制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬または消費の一時禁止または制限（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更またはその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

### (2) 警備の強化および危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の②の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

### (3) 危険物質等に関するその他の対応

現在、青森県大間町において、原子力発電所の建設が進められているが、市とこの原子力発電所の建設予定地との間には津軽海峡があり、遮蔽物がないことや多数の漁船が操業していることなどから、異常が発生した場合、市民の不安が高まることが想定される。

このため、必要に応じて、情報の収集等を行い、市民の不安の解消等に努めるものとする。

## 第4節 NBC攻撃による災害への対処等

◆国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずるものとし、必要な事項については、以下のとおり定める。

### 1 措置の実施

#### (1) 応急措置

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場およびその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、または、警戒区域を設定する。

市は、保有する装備、資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針およびそれに基づく各省庁における活動内容について、道を通じて国から必要な情報を入手するとともに、その方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

市長は、市対策本部において、道警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能

力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、または既存の現地調整所に職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、その情報をもとに、道に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

## 2 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国および道との連携のもと、次の点に留意して措置を講ずる。

### (1) 核攻撃等の場合

- ・市は、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を道に直ちに報告する。
- ・措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。
- ・市は、避難住民等（輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。）のスクリーニングおよび除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため、住民等へ向け、スクリーニングの場所、災害の概要、避難に必要な情報提供に努めるものとする。
- ・市長は、必要に応じ、安定ヨウ素剤の予防服用の実施および飲食物の摂取制限の措置について、北海道地域防災計画（原子力災害対策編）に準じて行うものとする。

### (2) 生物剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、道警察等の関係機関と連携して、市保健所による消毒等の措置を行う。

なお、天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。したがって生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市総務部は、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、市保健所と

緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源および汚染地域への作業に協力することとする。

### (3) 化学剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助および除染等に資する情報収集などの活動を行う。

## 3 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施にあたり、道警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【法第108条第1項による措置】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、移動の制限、禁止および廃棄を命ずること
2号	生活の用に供する水	管理者に対し使用、給水の制限または禁止を命ずること
3号	遺体	移動を制限、禁止すること
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	廃棄すること
5号	建物	立入りを制限、禁止および封鎖すること
6号	場所	交通を制限、遮断すること

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、その措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

- ・当該措置を講ずる旨
- ・当該措置を講ずる理由
- ・当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水、遺体（上記表中第5号および第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物または場所）
- ・当該措置を講ずる時期
- ・当該措置の内容

#### 4 要員の安全の確保

市長は、武力攻撃災害の状況等の情報を、現地調整所や道から積極的に収集するよう努め、その情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

### 第8章 被災情報の収集および報告

◆被災情報の収集および報告にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

#### 1 情報の収集

市は、電話、防災行政無線、その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時および場所または地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的および物的被害の状況等の被災情報について収集する。

#### 2 関係機関との連携

市は、情報収集にあたっては、道警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に市消防本部は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

#### 3 情報の報告

市は、道および消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。

#### 4 随時の収集、報告

市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により道が指定する時間に道に対して報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、道および消防庁に報告する。

### 第9章 保健衛生の確保その他の措置

◆保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

## 1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

### (1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、道と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

### (2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、道等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断および消毒等の措置を実施する。

### (3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、道と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

### (4) 飲料水衛生確保対策

①市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、道と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置および飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

②市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して水道用水の緊急応援のための要請を行う。

### (5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談および指導を道と連携し実施する。

## 2 廃棄物の処理

### (1) 廃棄物処理の特例

①市は、環境大臣が指定する特例地域においては、道と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、

環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬または処分を業として行わせる。

②市は、①により廃棄物の収集、運搬または処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬または処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬または処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

## (2) 廃棄物処理対策

①市は、地域防災計画および震災廃棄物処理計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

②市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、道に対して他の市町村からの応援等の要請を行う。

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

◆国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資もしくは役務または国民経済上重要な物資もしくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占めおよび売り惜しみを防止するために道等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、道教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等、関係機関と連携し適切な措置を講ずる。

## (2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律および条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請および請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期ならびに市税(延滞金を含む)の徴収猶予および減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 3 生活基盤等の確保

### (1) 水の安定的な供給

市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### (2) 公共的施設の適切な管理

市は、市が管理する道路および港湾施設を適切に管理する。

## 第 1 1 章 特殊標章等の交付および管理

◆ジュネーヴ諸条約および第一追加議定書に規定する特殊標章および身分証明書(以下「特殊標章等」という。)の適切な交付および管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 特殊標章等

特殊標章等により識別されることによって、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)の規定により、武力攻撃から保護されるものである。

#### (1) 特殊標章

第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される国際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)。

#### (2) 身分証明書

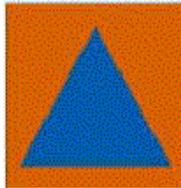
第一追加議定書第 6 6 条 3 に規定される身分証明書(様式のひな型は下記のとおり)。

#### (3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(身分証明書のひな型)

(オレンジ色地に  
青の正三角形)



<p>表面</p> <p>(この証明書を交付する際の特章等の名を記載するための余地)</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名 Name -----</p> <p>生年月日 Date of birth -----</p> <p>この証明書の所持者は、次の条項において、1949年8月12日のジュネーブ条約及び1949年8月12日のジュネーブ条約の附随的な武力攻撃の犠牲者に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as -----</p> <p>交付等の年月日 Date of issue ----- 発行機関の署名/印 Signatures of issuing authority -----</p> <p>有効期限の満了日 Date of expiry -----</p>	<p>裏面</p> <p>身長/Height ----- 目の色/Eyes ----- 顔の色/Skin -----</p> <p>その他の特章又は情報/Other distinguishing marks or information: -----</p> <p>写真/Photo of holder -----</p> <p>持主者の署名/Signature of holder -----</p> <p>写真の位置 PHOTO OF HOLDER</p> <p>印/Stamp -----</p>
--	---

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

## 2 特殊標章等の交付および管理

市長、消防長は、「赤十字標章等および特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付および使用させる（「市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」および「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

### (1) 市長による交付

- ・市の職員（市消防本部職員を除く。）で国民保護措置の職務を行うもの
- ・消防団長および消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置の業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

### (2) 消防長による交付

- ・市消防本部職員で国民保護措置の職務を行うものもの
- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## 3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、道およびその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等、赤十字